

温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去についての見積りを行うための、京都議定書第5条1項に基づく国内制度のための指針¹⁾

．適用対象

1．以下の諸規定の適用は、義務的でない文言で表現されているものを除き、義務的なものである。各締約国による国内制度の実施は国内事情によって異なる可能性があるが、以下の指針の中で説明する諸要素は含めなければならない。実施に関する相違は、以下の指針で説明する役割の履行を阻害するものであってはならない。

．定義

A．国内制度の定義

2．国内制度は、条約附属書Iの締約国（以下、附属書I締約国）が、モントリオール議定書によって規制されているものを除く全温室効果ガスについて、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去について見積りを行い、目録情報を報告し保管するためのあらゆる制度的、法的、手続き的措置を含む。

B．その他の定義

3．国内制度のための指針²⁾に含まれる下記の用語の意味は、気候変動に関する政府間パネルが第16回全体会議⁴⁾で採択した、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）のグッドプラクティス指針（guidance）³⁾の用語解説と同様とする。

(a) 「グッドプラクティス」とは、温室効果ガス目録に関して、判断の及ぶ限り故意に過大に或いは過小に見積らないという意味での正確性を確保し、不確実性を可能な限り排除するための一連の手続きを意味する。グッドプラクティスには、国内の状況に見合った見積り方法の選択、国内レベルでの品質保証と品質管理、不確実性の定量化、及び透明性を高めるためのデータの保管と報告が含まれる。

(b) 「品質管理」(QC)とは、目録作成の際にその品質を測定し、管理する日常の技術的活動システムである。QCシステムは下記を目的として構築される：

() データの保全性(integrity)、正確性、完全性を確保するために、日常的かつ一貫したチェックを行う。

() 誤りや脱落を特定し対処する。

¹⁾ この指針で引用されるすべての条項は京都議定書の条項である。簡潔化するため、引用する各条項で「京都議定書の」という文言は省略する。

²⁾ 温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去についての見積りを行うための、京都議定書第5条1項に基づく国内制度のための指針は、本文書では「国内制度のための指針」と略称する。

³⁾ 気候変動に関する政府間パネルの「温室効果ガス国内目録におけるグッドプラクティスの指針(guidance)と不確実性の管理」は、以下の国内制度のための指針では「IPCCのグッドプラクティス指針(guidance)」と略称する。

⁴⁾ モントリオール、2000年5月1～8日。

() 目録の資料を文書化して保管し、すべての QC 活動を記録する。

QC 活動には、データ収集と計算に関する正確性のチェック、排出量の算定や測定、不確実性の見積り、情報の保管及び報告等のための承認済み標準手続きの活用など、全般的な方法が含まれる。また、さらなる QC 活動には、発生源の分類、活動と排出係数データとその作成方法についての技術的検討がある。

- (c) 「品質保証」(QA) 活動には、目録の作成作業に直接関与していない者が、データの品質目標の達成を検証し、目録が科学的知識の現状と入手可能なデータに基づく排出量と吸収量の最善見積もり値を表示し、QC プログラムの有効性を裏付けるための、計画的検討手続きがある。
- (d) 「主要な発生源カテゴリー」とは、排出絶対量または排出傾向、或いはそれら双方の見積もり値が国全体の直接的温室効果ガス目録に多大な影響を与えるため、国別目録で優先的に取り扱われるものである。
- (e) 「意思決定系統図(Decision tree)」とは、グッドプラクティスの原則に従って、目録またはその一部を作成する際に準拠すべき、一定の順序立った段階を説明するフローチャートを意味する。

4. 年間目録に関する UNFCCC の報告指針⁵⁾にある「再計算」とは、計算方法の変更、排出係数と活動に関するデータの入手及び使用方法の変更、或いは新しい発生源と吸収源の導入等の結果として、温室効果ガス (GHG)⁶⁾ の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去について、以前に提出された目録⁷⁾を再度見積る手続きを意味する。

. 目的

5. モントリオール議定書によって規制されているものを除く全温室効果ガスについて、発生源による人為的な排出及び吸収源について見積もりを行うための、第 5 条 1 項に基づく国内制度 (以下、単に国内制度という) の目的は下記の通りである。

- (a) 各附属書 I の締約国が第 5 条で義務づけられた、温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去を見積り、第 7 条 1 項及び締約国会議 (COP) 及び / または京都議定書締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 (COP/MOP) での関連する決定に従って、これら発生源による排出及び吸収源による除去について報告できるようにする。
- (b) 各附属書 I の締約国の第 3 条と第 7 条に基づく約束の達成を支援する。
- (c) 各附属書 I の締約国が第 7 条に基づき提出する情報の、第 8 条に基づく検討を容易にする。
- (d) 各附属書 I の締約国が、その目録の質を確保し改善するのを支援する。

⁵⁾ FCCC/CP/1999/7。

⁶⁾ 国内制度のための指針で温室効果ガス (GHG) に言及する場合は、モントリオール議定書の対象でない温室効果ガスを意味する。

⁷⁾ 「温室効果ガス国別目録」は簡潔化のため、本指針では単に「目録」という。

．特徴

6．国内制度は、COP 及び / または COP/MOP の関連する決定に従い、各附属書 I の締約国が目録作成のための指針で定義した、目録の透明性、首尾一貫性、比較可能性、完全性、正確性を確保できるように、構築、運営されなければならない。

7．国内制度は、計画立案、準備、管理を通じて目録の質を確保できるように構築、運営されなければならない。目録作成活動には、国内制度のための指針で説明されている活動データの収集、適切な方法と排出係数の選定、温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去についての見積り、不確実性評価と品質保証 / 品質管理 (QA/QC) 活動の実施、目録データの国内レベルでの検証手続きの実行が含まれる。

8．国内制度は、温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去について見積りに関連する京都議定書の約束の遵守を支援できるように、構築、運営されなければならない。

9．国内制度は、附属書 I の各締約国が COP 及び / または COP/MOP の関連する決定に基づいて、温室効果ガス国別目録に関する IPCC の 1996 年改訂ガイドライン及び IPCC のグッドプラクティス指針 (guidance) で対象となっている全温室効果ガスについて、すべての発生源による人為的な排出及びすべての吸収源による人為的な除去を首尾一貫して見積ることができるように構築され、運営されなければならない。

．一般的役割

10．各附属書 I の締約国は、国内制度を実施する際に次のことを行わなければならない。

- (a) 国内制度のための指針で定義された役割の遂行に必要な制度的、法的、手続き的措置を、適宜政府当局、及び本指針で定義されるすべての役割の遂行に責任を持つその他の組織体間で設置し維持する。
- (b) 温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去について見積りを行うためのデータ収集、及び目録作成作業に従事するスタッフの技術的能力を高める措置を含めて、国内制度のための指針で定義される役割を適切な時期に実行するための十分な能力を確保する。
- (c) 国別目録について全体的な責任を負う単一の国家機関を指定する。
- (d) 第 5 条 7.1 項と 7.2 項及び COP 及び / または COP/MOP の関連する決定に従い、年間国別目録と補足的情報を適切な時期に作成する。
- (e) COP 及び / または COP/MOP の関連する決定に従い、第 7 条に基づく指針で定義された報告義務の履行に必要な情報を提供する。

．個別的役割

11．前述の目的を達成し、上記の一般的役割を遂行するために、各附属書 I の締約国は目録

作成の計画立案、準備、管理に関連する個別的役割を果たすものとする⁸⁾。

A . 目録の計画立案

12 . 目録の計画立案の一環として、各附属書 I の締約国は下記を行うものとする。

- (a) 国別目録について全体的な責任を負う単一の国家機関を指定する。
- (b) 目録に責任を負う国家機関の郵便 / 電子アドレスを利用できるようにする。
- (c) 目録作成過程において、方法の選択、データ収集、特に統計機関その他組織体からの活動データと排出係数、処理と保管、QC と QA 等に関する個別の責任を定義し配分する。
この定義では、政府当局及び目録作成に関与するその他の組織体の役割及び相互協力、並びに目録作成のための制度的、法的、手続き的措置を明確にするものとする。
- (d) 目録作成過程で実施すべき具体的な QC 手続きを説明し、目録全体について可能な範囲で実施すべき QA の全体的な手続きを容易にし、品質目標を設定するための目録 QA/QC 計画を精密化する。
- (e) 再計算の可能性を含めて、目録提出及び第 8 条に従った目録検討過程で提起されるいかなる問題への対応にも先立ち、再計算を含めた目録の公式な検討と承認の手順を設定する。

13 . 目録計画立案の一環として、附属書 I の各締約国は活動データ、排出係数、方法、その他目録に関連する技術的要素の質を高める方法を検討しなければならない。QA/QC 計画及び品質目標の立案及び / または改訂を検討する際は、それまでの QA/QC 計画の実施、第 8 条に基づく検討作業、及びその他の検討から得られた情報を考慮しなければならない。

B . 目録作成 (Inventory preparation)

14 . 目録作成の一環として、附属書 I の各締約国は以下を行わなければならない。

- (a) IPCC のグッドプラクティス指針 (guidance) が説明する方法 (第 7 章 7.2) に従って、主要な発生源カテゴリーを特定する。
- (b) IPCC のグッドプラクティス指針 (guidance) によって精密化された、温室効果ガス国別目録のための 1996 年改訂ガイドラインで説明された方法に従い、見積り値を算定する。
また、主要な発生源からの排出量の見積りに適切な方法が用いられるようにする。
- (c) 温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去について見積りを行うために選定された方法の裏付けに十分な活動データ、作業情報、排出係数を収集する。
- (d) IPCC のグッドプラクティス指針 (guidance) に従い、各発生源カテゴリー及び目録全体についての不確実性を量的に見積る。
- (e) 温室効果ガスの発生源による人為的排出及び吸収源による除去について、以前に提出した見積り値を再計算する場合は、IPCC のグッドプラクティス指針 (guidance) 及び COP 及び / または COP/MOP の関連する決定に従わなければならない。

⁸⁾ 国内制度のための指針で、目録作成過程とは目録作成の計画立案、準備、管理を包含する。指針でこれら目録作成過程を考慮するのは、単に以下第 12 ~ 17 項で説明する国内制度が果たすべき役割を明確にするためである。

- (f) 第 7 条 1 項及び COP 及び / または COP/MOP の関連する決定に従って、国別目録を作成する。
- (g) IPCC のグッドプラクティス指針 (guidance) に基づく QA/QC 計画に従って、目録に関する一般的 QC 手続き (段階 1) を実行する。

15. 目録作成の一環として、各附属書 I の締約国は下記を行わなければならない。

- (a) 方法及び / またはデータの大幅な修正が行われた場合は、IPCC のグッドプラクティス指針 (guidance) に従い、主要な排出源カテゴリー及び個別排出源カテゴリーに対して、発生源別 QC 手続き (段階 2) を適用する。
- (b) 上記 12(d)項で言及された QA 手続き計画に従い、目録の作成に関与しなかった者 (できれば独立した第三者) が、目録を提出する前に基本的検討を行う。
- (c) 主要な発生源カテゴリー、並びに方法またはデータが大幅に修正された発生源カテゴリーについて、さらに詳細な目録の検討を行う。
- (d) 上記 15(b)と(c)で説明された検討、及び目録作成過程の定期的な内部評価に基づき、上記 12(d)項で言及された品質目標を達成するために、目録作成の計画立案過程を再評価する。

C . 目録管理(Inventory management)

16. 目録管理の一環として、各附属書 I の締約国は以下を行わなければならない。

- (a) COP 及び / または COP/MOP の関連する決定に従って、各年の目録情報を保管する。この情報には、分散された全ての排出係数、活動データ、及び目録作成の際の係数、データの生成及び集計方法に関する文書を含めるものとする。またこの情報には、QA/QC 手続きに関する内部文書、外部及び内部検討、当該年度の主要な発生源とその特定、及び目録改善計画に関する文書を含めるものとする。
- (b) COP 及び / または COP/MOP の関連する決定に従い、第 8 条に基づく検討班 (レビューチーム) が、締約国によって目録作成のために使用、保管されているすべての情報を入手できるようにする。
- (c) 第 8 条に従い、目録情報の各検討段階で発生する問い合わせ、及び国内制度に関する情報に対する問い合わせに対して、適切なタイミングで対応する。

17. 目録管理の一環として、各附属書 I の締約国は、関連情報を 1 ヶ所に収集することによって随時利用できるようにする。

. 指針の採択と更新

18. 国内制度のための指針は、適宜 COP の関連する決定を考慮して、COP/MOP の決定に従って採択、検討、修正されなければならない。